

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和62年3月は47万円、同年4月、同年5月及び同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月10日から平成元年5月20日まで
私は、A社において、昭和61年3月から平成元年5月まで勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が実際の給与額に比べ低い金額となっているので、調査の上、標準報酬月額の記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立期間のうち、昭和62年3月は47万円、同年4月、同年5月及び同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、同社の清算人は、「社会保険料は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づいて本人50パーセント・会社50パーセントの割合

で納付している。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和61年3月から62年2月まで、同年6月及び同年10月から平成元年4月までのオンライン記録の標準報酬月額は、申立人が提出した給与明細書及び申立人が当時、給与明細書の内容を書き留めていたとする帳簿に記載された保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していること、あるいは、上回っていることから、当該期間については特例法に基づく記録訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における船員保険被保険者資格喪失日は、昭和20年8月15日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から同年8月末頃まで

私は、昭和19年9月から機関員として乗船していたB船が20年*月に沈没し、その後すぐに、C事業所の命令で、D氏が所有するE船又はF船に乗船した。G船に乗船中に終戦となり下船したが、終戦後に最後の給与を海軍から支給された。

ねんきん定期便の記録では、G船での乗船期間の船員保険被保険者記録が無いので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA事業所における被保険者資格喪失日は昭和20年8月1日となっているが、申立人の船員保険被保険者台帳及び当該事業所に係る船員保険被保険者名簿には、資格喪失日欄に資格喪失日の記載が無い。

しかしながら、上述の船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の被保険者は、A事業所が船員保険の適用事業所でなくなった昭和20年8月15日まで同事業所における船員保険被保険者資格を有している。

また、厚生労働省社会・援護局が保管する申立人の軍関係の記録によると、申立人が、海軍徴用船員の嘱託を解かれた日は確認できないものの、海軍徴用船員として乗船していたB船は、昭和19年*月*日に沈没し、沈没後である同年12月1日において、申立人は、C事業所に在籍していることが確認できる。

さらに、申立人は、「C事業所の命令でB船の沈没後から終戦までG船に乗船し、終戦後に最後の給与を海軍から支給された。」と当時の状況を具体的に

主張しているところ、E船は昭和19年1月20日付けで海軍徴用船となっていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月1日から同年8月15日までの期間において、E船に乗船し、申立てに係る事業所で勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における船員保険被保険者資格喪失日は、昭和20年8月15日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月15日から同年8月末頃までの期間について、上記のとおり、A事業所は同年8月15日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっている上、厚生労働省社会・援護局が保管する申立人の軍関係の記録においても申立人の当該期間における記載が無い。

また、当時の同僚も死亡又は所在不明のため照会を行うことができず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがうことができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 6 月 15 日に A 社に入社し、1、2 年後に B 事業所設立に伴い C 市町村に転勤し、47 年 8 月 26 日に退社するまで継続して勤務したが、38 年 8 月 1 日から 39 年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

その間、A 社が D 社（後に E 社に名称変更）に統合されたが、統合後も B 事業所に継続して勤務し、給与も支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

D 社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 38 年 8 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、「私が D 社に入社した時には、申立人は B 事業所で勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間において同社 B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時（昭和 38 年 8 月 1 日）に申立人も被保険者資格を喪失しており、D 社が加入していた F 組合から提出された申立人に係る加入記録によると、申立人の資格取得日（昭和 39 年 10 月 1 日）は、厚生年金保険被保険者記録と一致している上、申立人の同社における雇用保険被保険者記録も厚生年金保険被保険者記録と符合している。

また、当時、D 社 B 事業所において勤務していたとされる 3 人の同僚のうち、1 人は同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、ほかの 2 人（B 事業所における事務員を含む。）は、厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日の昭和 39 年 10 月 1 日であり、申立期間において厚生年金保険被保険

者記録は確認できない上、自身及び申立人に係る厚生年金保険の加入時期及び厚生年金保険料の控除については、「分からない。」と供述している。

さらに、E社は既に解散し、当時の事業主及び事務担当者は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、E社の解散時の事業主は、「会社が破産し、当時の資料は廃棄しているため不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。